

大和市道に設ける道路標識の寸法を定める規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第42号

大和市道に設ける道路標識の寸法を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年大和市条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、大和市道（以下「道路」という。）に設ける道路標識の寸法（当該標識等の最大の幅をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）で使用する用語の例による。

(案内標識の寸法)

第3条 案内標識の寸法は、別表第1の案内標識の欄に掲げるものの区分に応じ、それぞれ同表の寸法の欄に定める寸法を基準とする。

2 別表第1に掲げる案内標識以外の案内標識の寸法は、当該案内標識に表示する文字等の大きさ及びその数並びに縁、縁線及び区分線の太さに応じた寸法とするものとする。

3 案内標識の寸法のうち文字及び記号の大きさは、別表第2のとおりとする。

(警戒標識の寸法)

第4条 警戒標識の寸法は、1辺45センチメートルを基準とする。

2 警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、前項に規定する寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大することができる。

3 警戒標識の寸法のうち記号の大きさは、別表第3のとおりとする。

(補助標識の寸法)

第5条 案内標識又は警戒標識に附置される補助標識の寸法は、縦10センチメートル以上横40センチメートル以上60センチメートル以下（「注意事項（510）」を表示する補助標識にあつては、1辺30センチメートル）を基準とする。

2 補助標識の標識板は、その附置される案内標識及び警戒標識の標識板と同じ比率で拡大し、又は縮小することができるものとする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

案内標識		寸法
種類	番号	
道路の通称名	119-A	縦24センチメートル・横80センチメートル
道路の通称名	119-B	縦24センチメートル・横80センチメートル
道路の通称名	119-C	縦80センチメートル・横20センチメートル
まわり道	120-A	縦30センチメートル・横45センチメートル

備考

- 「まわり道(120-A)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、この表に定める寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 「道路の通称名(119-A、119-B又は119-C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、この表に定める寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 「道路の通称名(119-A、119-B又は119-C)」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(道路の通称名(119-C)を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。

別表第2 (第3条関係)

案内標識		寸法
種類	番号	
道路の通称名	119-A	
道路の通称名	119-B	
道路の通称名	119-C	
まわり道	120-A	 <p>(30 × 45)</p>

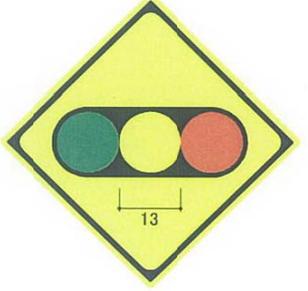
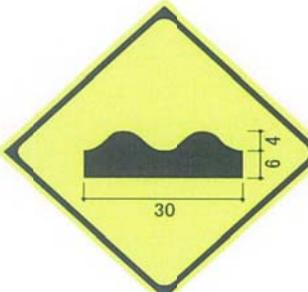
備考

- 1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法（単位はセンチメートルとする。）を基準とする。
- 2 案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114-B）」、「道路の通称名（119-A、119-B又は119-C）」及び「まわり道（120-A）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位はキロメートル毎時）	文字の大きさ（単位はセンチメートル）
40、50又は60	20
30以下	10

- 3 「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」及び「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、前項の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- 4 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- 5 「方面、方向及び距離（105-A、105-B又は105-C）」、「方面及び距離（106-A）」、「方面及び方向の予告（108-A又は108-B）」、「方面及び方向（108の2-A1又は108の2-B）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」及び「著名地点（114-A又は114-B）」を表示する案内標識に、それぞれ大和市章、公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- 6 縁、縁線及び区分線の太さについては、次の寸法を基準とする。
 - (1) 縁は、道路に設けるもので、「道路の通称名（119-A、119-B又は119-C）」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とする。
 - (2) 縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とする。

別表第3（第4条関係）

警戒標識		寸法
種類	番号	
十形道路交差点あり	201-A	
右（又は左）方屈曲あり	202	
信号機あり	208-2	
落石のおそれあり	209-2	
路面凹凸あり	209-3	

合流交通あり	2 1 0	
車線数減少	2 1 1	
幅員減少	2 1 2	
二方向交通	2 1 2 - 2	

備考

- 1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（単位はセンチメートルとする。）を基準とする。
- 2 警戒標識の縁及び縁線の太さは、12ミリメートルを基準とする。